

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ ファシリティーズ
1. 項目	DCにおける消火設備の適用拡大について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、室面積が500㎡以上の通信機器室では不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の導入が義務付けられている。</p> <p>加えて防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000m³以上のもの及び常時人がいない部分に係る防護区画は、「ガス系消火設備等評価委員会」にて審査が必要となるなど、ガス系消火設備構築に関わる、時間とコストをさらに要することとなり、ICTインフラ構築を阻害する一因となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>消防法施行令 (水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物)</p> <p>第十三条 次の表の上欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該下欄に掲げるもののいずれかを設置するものとする。</p> <p>防火対象物又はその部分 別表第一に掲げる防火対象物の通信機器室で、床面積が五百平方メートル以上のもの</p> <p>消火設備 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICT利活用に供する機械室については屋内消火栓設備設置の適用面積を緩和し、500㎡以上であっても通信機器室に屋内消火栓設備の導入も認めていただき、ガス消火設備、屋内消火栓設備の選択ができるようにしたい。</p>